

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2943号)

令和4年7月21日

横情審答申第2943号

令和4年7月21日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和元年11月1日健こ第1185号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「1 健康福祉局のA担当課長は「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発0327第15号）は、法ではないので（横浜市長を）拘束するものではない。我々は、組織として対応していて、これは横浜市としての回答である。」旨の発言を請求人にした（健こ特定番号A）。この発言は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項についての横浜市の基本方針に関する発言でもあることから、当然に、横浜市長にその旨の承認を得た上でのことと思料するので、その承認の決裁を得る際に作成された起案書等一式の開示を求める。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「1 健康福祉局のA担当課長は「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発0327第15号）は、法ではないので（横浜市長を）拘束するものではない。我々は、組織として対応していて、これは横浜市としての回答である。」旨の発言を請求人にした（健こ特定番号A）。この発言は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項についての横浜市の基本方針に関する発言でもあることから、当然に、横浜市長にその旨の承認を得た上でのことと思料するので、その承認の決裁を得る際に作成された起案書等一式の開示を求める。」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「1 健康福祉局のA担当課長は「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（障発0327第15号）は、法ではないので（横浜市長を）拘束するものではない。我々は、組織として対応していて、これは横浜市としての回答である。」旨の発言を請求人にした（健こ特定番号A）。この発言は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項についての横浜市の基本方針に関する発言でもあることから、当然に、横浜市長にその旨の承認を得た上でのことと思料するので、その承認の決裁を得る際に作成された起案書等一式の開示を求める。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和元年6月28日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

平成31年2月21日健こ特定番号Aにて審査請求人に開示した面談記録（以下「本件面談記録」という。）は、特定年月日aに回答書（特定年月日bに横浜市こころの健康相談センター（以下「こころの健康相談センター」という。）にてA担当課長が審査請求人に手交した回答書をいう。以下「本件回答書」という。）の内容に係る疑義

について、こころの健康相談センターが審査請求人と面談（以下「本件面談」という。）したときの記録であるところ、本件面談記録に記載された「拘束するものではない。」との発言の趣旨は、「措置入院の運用に関するガイドライン」（平成30年3月 厚生労働省。以下「ガイドライン」という。）は、指針として示されたものであり強制力はなく、また、遡って適用されないという一般的な内容であって、横浜市の基本方針に関することではないため、横浜市長の決裁を得るための起案書等も作成していないというものである。

したがって、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないため非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由欄に記載されている理由は、本件面談記録に記載されている健康福祉局のA担当課長の発言内容を全く理解していない。
- (2) 実施機関は、審査請求の理由をそしゃくし、再度、本件面談記録に記載されたA担当課長の発言内容を点検し、開示請求文書の不存在を合理的に理解・解釈できる処分理由を明示されたい。
- (3) 本件開示請求の端緒となる特定年月日cに特定警察署の警察官が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第23条の規定に基づき実施機関に通報した事案（以下「本件通報案件」という。）について措置診察（精神保健福祉法第27条第1項の規定に基づく診察をいう。以下同じ。）を不実施とした判断に係る定例決裁簿（特定年月日d 健こ特定番号B。以下「定例決裁簿」という。）にはA担当課長の押印欄がないため、A担当課長は、本件通報案件に係る措置診察の要否判断の権限を有しておらず、本件面談記録に記載されている内容について回答する資格を有していない。
- (4) 本件回答書では、「保護時に興奮していたこと以外は現認して」いない故に措置診察を不実施とした旨記載されているが、本件通報案件の発生当日に横浜市職員は、現場である特定警察署に臨場していないので、「現認」したのは警察官である。
- (5) 本件面談記録が証するように、現場の状況を視認した職員が一人もいないのに、A担当課長は、審査請求人の前で「全体的に見たところで総合的に判断している。」

との発言を連発している。

- (6) 定例決裁簿に措置診察を不実施とした判断理由の記載がなかったため、判断理由を示すよう求めた結果、審査請求人に提出された本件回答書に記載されている措置診察の不実施の理由には、総合的に判断したことを示す記載はない。
- (7) 実施機関が「その承認の決裁を得るための起案も作成されていない」のは、本件面談記録に横浜市の基本方針に関わる発言がないと認識した故であるが、措置入院（精神保健福祉法第29条第1項の規定に基づく入院をいう。）に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、「「措置入院の運用に関するガイドライン」について」（平成30年3月27日障発0327第15号。以下「本件通知」という。）には、「本通知・・・は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である」と記載されているため、ガイドラインは、処理基準である。A担当課長のガイドラインに関する発言は、地方自治法に定める法定受託事務に係る発言であり、それを「横浜市の基本方針に関することではない」とは、市民を愚弄する妄言である。
- (8) A担当課長は、ガイドラインは「法と違い強制力があるものではない。」と発言しているが、審査請求人が管見するに、その解釈は確定していない。
- (9) 法定受託事務は、健康福祉局だけが行っているわけではないため、処理基準が「法と違い強制力があるものではない。」さらに「これは横浜市としての回答である。」と審査請求人の面前で公言するためには、関係部局の合意がなされなければならないが、そうした合意形成がなされた事実はない。
- (10) 本件面談記録が証するように、A担当課長は、審査請求人に対し、「我々は組織として対応していて、これは横浜市としての回答である。」と回答し、本会議で議員が質問した場合も「変わらない。」と回答している。
- (11) 本会議における当該質問への答弁者は、市長に限られる。

解釈が確定していない事案につき、本会議においても同様の回答をすると、A担当課長が審査請求人の面前で言い放つことができるということは、当然に横浜市長もガイドラインは「法と違い強制力があるものではない。」との認識であることが確認されていることが前提でなければならない。

そして、この確認は、当然に横浜市の文書管理システム上で処理されていなければならない。それを「その承認の決裁を得るための起案も作成されていない。」とは、市民を愚弄するにも甚だしい虚言である。

(12) 処理基準は、「その目的を達成するために必要最小限度のものでなければならない。」（地方自治法第245条の9第5項）と規定されている。

A担当課長の発言は、審査請求人の「こころの健康相談センターの職員の審査請求人の子に対する対応は、ガイドラインに照らし、最低基準を下回っているのではないか」との指摘に対してなされたものである。

A担当課長の「拘束されない。」との発言は、横浜市の対応が国の基準を下回ることを指摘されたときに、その職務怠慢等を正当化することを目的に発せられている。健康福祉局長がそうした対応を認容していることは、モラルハザードが健康福祉局の組織全体に起きている証左である。

(13) 全国統一基準である処理基準に従わないのであれば、行政の説明責任において、その理由を付した上でその旨が市民に周知されていなければならない。

(14) 審査請求人は、処理基準に則り法定受託事務を執行する場合は、特段の市長の意思表示がない限り、市長から処理基準を遵守せよとの職務命令があったとみなして差し支えないと思料できるため、改めて市長の決裁を得る必要がないと思料する。

逆に、法定受託事務の執行に際し、処理基準に則した事務処理を執行しない場合は、当該職務命令を解除する手続がなされていなければならない。

(15) ガイドラインを無視する理由がその内容にある場合は、局長専決もあり得るだろうが、A担当課長は、処理基準が「法と違い強制力があるものではない。」ことを理由とし、「我々は、組織として対応していて、これは横浜市としての回答である。」と審査請求人に明言した。

(16) A担当課長の発言が虚偽でないとすれば、ガイドラインにつき、明示的に決裁権者の職務命令を解く処理がなされていなければならない。かつ、その発言の内容は、横浜市が法定受託事務を執行するに際し、各大臣が定める「その目的を達成するために必要な最小限度」（地方自治法第245条の9第5項）を満たさないこともありうるとの宣言であるので、当然に法定受託事務を執行する他の主管部局も合意している旨の市長決裁文書が法規の解釈を所管する総務局を合議して、作成されていなければならない。

(17) 以上の理由により、実施機関が主張する非開示理由は認容できない。

## 5 審査会の判断

(1) 措置診察に係る事務について

精神保健福祉法第27条では、精神保健福祉法第23条の規定に基づく警察官の通報

(以下「法第23条通報」という。)等があった者について、都道府県知事(政令指定都市の場合は市長。以下同じ。)は、調査の上必要があると認めるときは、精神保健指定医による診察をさせなければならないこととされている。横浜市では、措置診察の実施の要否を判断するための調査においては、法第23条通報等があった者の氏名、住所、性別、生年月日のほか家族状況、治療歴、精神症状の概要及び現在の状況等を関係機関等に確認し、精神障害による自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ(以下「自傷他害のおそれ」という。)について調査し、「措置入院のための移送に関する事前調査票」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報受理書」を作成している。そして、当該調査の結果に基づき、措置診察の実施の要否を決定している。

都道府県知事は、措置診察の結果、措置診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害による自傷他害のおそれがあると認めたときは、精神保健福祉法第29条第1項の規定に基づき、その者を国等が設置した精神科病院等に入院させる決定を行う。

(2) 本件審査請求文書について

本件開示請求に係る開示請求書の記載から、本件面談記録におけるA担当課長の審査請求人に対する「ガイドラインは、法ではないので(横浜市長を)拘束するものではない。」旨の発言は地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準についての横浜市の基本方針に関する発言でもあり、当該発言内容について、横浜市長の承認を得る際に作成された行政文書一式の開示を求めているものと解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関の説明によれば、本件面談は、本件回答書の内容に係る疑義について、こころの健康相談センターが審査請求人に説明する趣旨で行われたものである。

イ 当審査会において、本件回答書及び本件面談記録を確認したところ、本件回答書には、本件通報案件に係る精神保健福祉法第27条第1項の規定に基づく調査の内容及び措置診察の要否の判断の理由が記載されており、本件面談記録には、ガイドラインに関して、A担当課長らが「法と違い強制力があるものではない。」及び「拘束するものではない。」旨の発言をしたことが記載されていた。

ウ 実施機関は、本件面談における当該発言の趣旨は、「ガイドラインは指針として示されたものであり強制力はない」という一般的な内容であり、横浜市の基本

方針に関することではないと説明している。

エ 本件通知には、「警察官通報を契機とした、措置入院に関する標準的な手続を整理し・・・取りまとめました」及び「地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である」と記載されており、実施機関の説明と矛盾するところはない。

オ したがって、本件面談記録に記載されたガイドラインに関する「拘束するものではない。」旨の発言は、本件通知及びガイドラインの内容を説明するものであるから、本件面談における説明の内容について事前に決裁を経る必要がなかったと認められ、横浜市の基本方針に関することではないため、横浜市長の決裁を得るための起案書等も作成していないとの実施機関の説明に不合理な点があるとは認められない。

カ また、そのほかに、本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

キ 以上のことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は、是認できる。

ク 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

#### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年11月1日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和元年12月11日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和元年12月17日 (第334回第一部会) 令和元年12月19日 (第254回第三部会) 令和元年12月20日 (第372回第二部会)	・諮問の報告
令和4年2月17日 (第278回第三部会)	・審議
令和4年3月17日 (第279回第三部会)	・審議
令和4年4月14日 (第280回第三部会)	・審議
令和4年6月16日 (第282回第三部会)	・審議